

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成27年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						5.8E+0	5.8	5.8
9	栃木県		5.0E+0		5.0				5.0
10	群馬県		4.0E-1		0.4				0.4
11	埼玉県	5.0E-1			0.5	2.0E+1	1.2E+3	1,220.0	1,220.5
12	千葉県								
13	東京都	1.2E+2			120.0		4.6E+3	4,600.0	4,720.0
14	神奈川県	1.8E+0			1.8		4.8E+0	4.8	6.6
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県	2.4E+2			240.0				240.0
26	京都府		6.0E-1		0.6		9.0E-1	0.9	1.5
27	大阪府					4.0E-1	1.4E+1	14.4	14.4
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						5.0E+0	5.0	5.0
34	広島県								
35	山口県						4.0E+3	3,982.0	3,982.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県		7.4E+2		740.0				740.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		3.6E+2	7.5E+2		1,108.3	2.0E+1	9.8E+3	9,832.9	10,941.2

注1)農薬は使用先別使用量として別表にも示している。